

徳島県告示第七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年二月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者	名 称	合資会社みつば
	所 在 地	徳島市八万町上福万二二〇番地一三
指定介護予防サービス事業を行う事業所	名 称	訪問看護ステーションみつば
	所 在 地	徳島市八万町上福万二二〇番地一三
サービスの種類	種 類	介護予防訪問看護
廃止の届出の受理日	の 受 理 日	令和五年十一月二十八日
廃 止	年 月 日	令和五年十二月三十一日